

令和5年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：令和6年8月21日（水）15:00～17:20

場所：中央合同庁舎第4号館共用1214特別会議室
（Web会議システム併用）

総務省 公害等調整委員会事務局

【小原事務局長】 それでは、準備も整いましたので、令和5年度の公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。座ったままで失礼いたします。

本日は、会場とウェブ会議の併用で開催させていただいております。皆様には、御協力をいただき誠にありがとうございます。

開催に当たり、御参加いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。

早稲田大学社会科学総合学術院教授、稲生信男様。

【稲生構成員】 稲生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 上智大学法学部教授、大橋真由美様。

【大橋（真）構成員】 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 NTT Global Sourcing Inc. 統括部長、中川眞弓様。

【中川構成員】 中川でございます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 日本司法支援センター常務理事、名執雅子様。

【名執構成員】 名執でございます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 静岡県公害審査会会長、弁護士の松田康太郎様。

【松田構成員】 松田です。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 跡見学園女子大学マネジメント学部教授、丸岡吉人様。

【丸岡構成員】 丸岡です。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 以上の先生方でございます。

稲生先生、大橋先生、中川先生には、今回の懇談会から新たに御参加いただきます。稲生先生におかれては、行政学の御知見を、大橋先生におかれては、行政法の御知見を、中川先生におかれては、ITの御知見をそれぞれお持ちということでございまして、貴重な御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

まず、委員長の永野厚郎でございます。

【永野委員長】 永野でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 委員の都築政則でございます。

【都築委員】 都築でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 委員の若生俊彦でございます。

【若生委員】 若生でございます。よろしくどうぞお願いします。

【小原事務局長】 委員の北窓隆子でございます。

【北窓委員】 北窓でございます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 委員の野中智子でございます。

【野中委員】 野中智子です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 委員の加藤一実でございます。

【加藤委員】 加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 委員の大橋洋一でございます。

【大橋（洋）委員】 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 顧問の荒井勉でございます。

【荒井顧問】 荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 北窓委員は、本年7月2日に着任しております。

続きまして、事務局からは、事務局長を務めます私、小原、仲村次長、福田総務課長、高橋調査官が出席をしております。

本日は私、小原が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

有識者の皆様方におかれましては、発言を行われる際にマイクのボタンでマイクを入れて、発言を終えたら切るように御協力をお願いいたします。

では初めに、委員長の永野から一言、御挨拶を申し上げます。お願いいたします。

【永野委員長】 永野でございます。着席のまま失礼させていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和5年度の政策評価懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。今回から新たに御参加いただく有識者の方々も含めて、皆様から業務全般にわたって有益な御意見を伺えますことを、心から感謝申し上げます。

公調委、県公害審査会、市町村の公害苦情相談窓口からなる公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過し、時代を反映して、公害紛争の様相も大きく変化してきております。公害紛争処理制度の中核機関である公調委は、国民の紛争解決ニーズの変化に適切に対応するため、手続の運用や事務処理の全般的な見直しを進めることにより、迅速・適正な紛争解決を図るとともに、利用者の利便性の向上を目指しているところでございます。

具体的には、専門性を有する国の行政ADRとしての特色を活かして、早期に専門家の関与を得て、事案の性質に応じた計画的な審理を行い、また、関係行政機関とも連携しながら、職権調停の制度を活用しまして、将来に向けての紛争解決を図る運用でありますと

か、あるいは規則を改正して、広くウェブ会議等を活用していくと。さらに利用者層を想定しながら、広報活動に工夫を重ねているところでございます。

裁判制度とは別に、公害紛争に特化した行政ADRとしての公害紛争処理制度が設けられている趣旨からすると、公調委だけでなく制度を構成する各機関が連携して、それぞれの特色を活かした運用等を工夫することによって、解決が必要な事件を適切に吸い上げ、それぞれふさわしい場所で解決されるという形で、制度全体としての解決力の総和を高めていくことが課題であると考えております。

このような観点から、公調委自身の取組も含めて、課題と方策を位置づけた公害紛争処理制度の全体構造を取りまとめまして、全国の公害審査会等と問題意識の共有と実践に向けての議論を開始したところでございます。

もとより、このような改善・改革の取組は一朝一夕になるものではなく、試行錯誤を含む継続的な取組が必要となるものでありますけれども、今後も地道にこのような取組を続けることによって、政策評価の項目についても改善の成果が徐々に現れてくることを期待しているところでございます。

本日は、有識者の皆様には、率直で忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明・意見交換に移らせていただきます。

令和5年度は、令和5年度から令和9年度までの5か年の政策評価基本計画期間の初年度となっております。まずは、本懇談会の位置づけについて、総務課長の福田から御説明いたします。

【福田総務課長】 まず、横長の資料1、両面の紙で簡単に説明をさせていただければと思います。

今回は、政策評価法に基づく公調委の業務の評価ということでございまして、政策評価について先生方に申し上げるのも釈迦に説法ではございますが、まず、1としまして実施主体。行政機関は、自らの政策を自ら評価して、その結果を政策に反映しなければならないと、法律で大原則が書かれております。

2で、その細かな体系でございますけれども、2の②でございしますが、公調委におきましても、中期的な基本計画、これは、参考2で令和5年度から令和9年度の中期的な計画を作っております。それで、1年ごとの実施計画を策定・公表することとなっております。

して、参考3で、令和5年度の業務の実施計画、参考5で、これからの令和6年度の業務についての実施計画をつくっているところでございます。

それで、今回のこの有識者懇談会の位置づけでございますが、政策評価法におきまして、評価に当たりまして、学識経験者の知見の活用を図ると規定がされております。政策評価法の第3条第2項第2号に書かれているところでございます。こうした立てつけがございまして、有識者の先生方に、今回お集まりいただいたという次第でございます。

2ページ目でございます。今後5年間の動きについて書いてございます。中期的な計画において、令和5年度から令和9年度までの業務につきまして、令和10年度に一括して総括的な評価を行うとされております。

それでは、令和6年度から令和9年度は何をするのかというところでございますが、1年間ごとの業務の実績につきまして、翌年度にモニタリングという形で実績について、いろいろな指標等を設定しておりますので、その実施状況、達成状況についてチェックしていただくというところが、まず、1つ目の眼目になってございます。

こうした取組を令和6年度、7年度、8年度、9年度に積み重ねまして、令和10年度に合わせまして、全体的な評価を行っていただきたいというところでございます。

簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 ただいまの御説明のとおり、本日は、当委員会の令和5年度における取組、モニタリング結果を御説明した上で、有識者の皆様方に御意見を賜りたいと思います。資料2及び資料3に沿って、総務課長の福田から御説明の後、意見交換を行いたいと思います。意見交換の際には、あいうえお順に御発言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【福田総務課長】 それでは、令和5年度の業務の実施状況につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思います。

では、資料としまして資料2、資料3の2つを用意してございまして、中身としては資料3のほうに事前に設定しました指標の達成状況を一覧表の形式でまとめてございます。これですと、なかなか数字だけを書いておりまして分かりにくいと思いますので、資料2のほうで、まず、公調委の業務の達成状況につきまして、少し詳しく、かつ簡単に説明をさせていただければと思います。

資料2のまず、1ページ目でございます。この辺は少々おさらいのようなところでございますが、公害等調整委員会の役割としまして、2つ大きくございます。

①が公害紛争の処理でございます。昭和45年11月に公害紛争処理法が施行されて、公害に関する民事上の紛争につきまして、調停とか裁定といった手続で紛争を解決する。あわせて、都道府県にも公害審査会という組織がございますので、こちらとの連携も公害紛争処理に入っております。

もう一つ、土地利用調整でございます。これは戦後、昭和26年から始まった業務でございます。歴史は古くなりますけれども、土地調整委員会という行政委員会がございまして、鉱業法等にかかる処分に対する不服の裁定とか、土地収用法に関する意見の申出という形で、土地利用の調整に関する業務を行ってきてございます。まず、大きくこの2つが公調委の業務でございます。

続きまして、2ページ目でございます。公害紛争のほうの全体像でございまして、一般的に公害苦情という形で都道府県とか市区町村の担当課に相談があり、ほとんどは、ここで処理されておりますけれども、ここで解決ができず、さらに争いになった場合に、狭い意味での公害紛争という形で都道府県公害審査会とか、あるいは、公害等調整委員会に事件が上がってきます。公害等調整委員会に来る事件でございますけれども、裁定事件は公調委のみが専管でやっておりますので、自動的に公害等調整委員会に来ますけれども、あっせん・調停・仲裁につきましては、事件の中身に応じて、都道府県と公調委で役割分担を行っております。主に重大事件、広域処理事件、これは飛行機とか新幹線の騒音のものでございます。県際事件は、2つの県にまたがる事件でございます。こういった事件を除いた、あまり大きくない事件、地元で解決していただきたいような、少し小さめの事件といったものが、都道府県公害審査会のほうの管轄になってございます。

この水色で書いております市区町村、それから都道府県の公害審査会といったところが、我々と同じように、この広い意味での公害紛争処理制度を担っている機関でございまして、先ほど、委員長からの御挨拶にもあったとおりでございますけれども、横の連携をさらに強めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。調停とか裁定手続のイメージを図式に表したものでございます。

調停手続は、紛争当事者の両者の間の話合いで紛争を解決するといった性質上、調停期日は非公開の場での話合いの手続になっており、話合いが成立すれば調停成立、両者に民法上の和解契約としての効力が生じるとされております。話合いがどうしてもうまくいかないときには、調停打ち切りといった流れになります。

もう一つの裁定でございます。これは、両者の話し合いというよりは、公害等調整委員会の中の裁定委員会が一方的に判断を行うという手続になっております。そういった手続上、一定程度、民事訴訟法の規定も準用しながら、公開の審問期日という場で、言わば民事裁判と同じような公開の場で手続を進めていくことを原則としてございます。裁定判断が行われましたら、両当事者が30日以内に裁判を起こさない限り、両者の間で裁定判断と同じ中身で合意が成立すると法律に規定されております。

先ほどの委員長からのお言葉にもありましたが、裁定といいましても、場合によっては職権で調停に移しまして、両者の間で発生源対策を行うとか、あるいは、将来的な紛争解決に向けた調停条項を設けるとか、そういった調停の場に行くという手続も結構最近は見られますので、流れ図の中でも書かせていただいているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。最近の公害紛争の特徴でございますけれども、以前のような産業型の公害というものは、あまり多くなっておまして、近年は人口とか住宅が密集している都心部での身近な生活環境被害を訴える事件が多くなっております。公害の中身も、騒音事件が多くなってきました。

4ページ目で2件、公調委で最近扱った事件を書いております。左側が、茨城県の稲敷市におけます、土砂埋立てに伴う土壌汚染の事件でございます。これは、違法・不法な土地の埋立てによって、その土地が強アルカリ性ということで、そういった土壌汚染の被害で樹木が枯れるといった被害、井戸水が汚染される可能性があるといった心配があるということで、裁定申請がなされたものでございます。この事件につきましては、埋立てを行った土砂、建設残土で埋立てを行っていたんですけれども、公調委のほうで、この建設残土は、実は産業廃棄物ではないのかと認定をいたしまして、土地の埋立てを許可しました稲敷市の責任、それから、産業廃棄物を運んで埋めた業者の責任を認めまして、共同で損害賠償責任を行うべきといった裁定判断を行ったものでございます。

もう一つが、まだ係属中の事件でございます。東京都などの住民の方が、合計で当初は153名、その後、参加が9名、10名とありまして、170名近くの方が関与されております大きな事件でございます。中身としましては、ディーゼルエンジンから排出されますNO_xなどの物質により、健康被害を受けたというものでございます。現在、公調委では昨年度までに6回、今年度に入りまして2回の審問期日を行うなど、論点整理を進めているところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。今回、先生方に評価をお願いしたいということ

で、先ほどの資料3の評価の指標等につきまして、簡単に1枚でまとめたものでございます。まず、政策評価の体系を大きく2つに分けておりまして、公害紛争処理と土地利用調整の2つに大きく分けてございます。

それで公害紛争のほうを、またさらに2つに分けておりまして、(1)が公害紛争事件の迅速・適正な処理ということで、公調委が抱えている事件の処理でございます。(2)が、制度全体の利用でございまして、市区町村の公害苦情相談窓口とか、都道府県の公害審査会も含めた広い意味、大きな意味での公害紛争処理制度の利用促進のための取組でございます。(1)のほうの測定指標としましては、この①から⑥の指標を掲げております。下線をつけているものが、今回の新しい中期計画から取り入れたものになってございます。

土地利用のほうでございすけども、大きく2つに分けておりまして、鉱区禁止地域の指定と行政処分に対する不服の裁定というものでございます。これにつきましては、事件の受付処理状況が、大きな測定指標になってございます。(2)の意見照会でございすけども、これは土地収用法に基づきます収用委員会の裁決に対する国土交通大臣への不服申立てが上がったときに、公調委が第三者的な位置づけ、専門的な機関としての位置づけから、事前に意見を申し上げ述べるという手続でございまして、これも受付処理状況を1つの指標としてございます。

続きまして、6ページ目でございます。今回、公害紛争処理の事件のほうで新しく大きな動きがございまして、先ほど、委員長が挨拶でも御紹介されておりました、公害紛争処理制度の全体構想というものを、昨年度に取りまとめてございます。以前から都道府県公害審査会などと連携を強化していこうという話は、いろいろとあったんですけども、なかなか漫然と連携強化していこうというだけでは、効果も限定的になりますので、目指す姿、ビジョンとか、あるいは課題などを全体構想としてまとめたものでございます。中身としまして目指すものは、市区町村の苦情相談窓口、都道府県の公害審査会、そして公調委、この全体としての制度として解決力の総和を高めること。すなわちとしまして書いておりますけれども、紛争処理制度で解決されるべき紛争が放置されないように、きちんと対応していくということでございます。

7ページ目でございます。まず、現状と課題としまして、本来、解決されるべき紛争が申請に結びつけられていない。適切な機関に申し立てられていない。例えばということで、少し具体的に書いておりますが、地域社会に一定の広がりのある事件が公調委に来ていない。1つ飛ばしますが、逆に公調委に、地元での解決がふさわしいような相隣的な紛争、

隣の家の室外機の音とか、マンションの上下階の音といった事件が来ると。2つ目のところでも書いておりますけども、他方、都道府県の公害審査会の事件の受付が、ちょっと全国的に低調で、県ごとのばらつき、偏りがある。都道府県で扱う事件につきましては、大体どこでも似たような事件が係属しておりまして、地域的な差というものがないので、少しこの辺が課題なのかなということで書いてございます。それから、4つ目の矢印のところでも書いておりますけども、都道府県公害審査会にも、多くの弁護士の先生に御参加いただいておりますけども、審査会の委員になって初めて紛争処理制度の存在を知ったといったようなお話が、結構聞かれております。

こうした課題の解決の方策としまして、①から④を掲げております。まず、各市区町村、それから都道府県、公調委も含めまして、自らの強みと特色を意識した運用を図ること。裁判とか、あるいは民事調停とか、ほかのADRの手続等も意識しながら、自分の強みと特徴をきちんと発揮していくことが必要ということでございます。

②でございます。この公害紛争処理制度は、簡易・迅速な手続を売りにしておりますので、こうしたところから、利用者の利便性を図ることが必要だということで、特にITの活用などを進めていくべきというふうにしております。

③として、適切な事件を適切な機関で、きちんと汲み上げていくことが必要であるとさせていただきます。

それから④としまして、制度の利用者、あるいは相談相手となる弁護士の方々に対する周知を高めることが必要だとしております。

続きまして、8ページ目でございます。この全体構想を受けまして、公調委で具体的な課題に対して、どう対応しているかというところを、後の紙でもいろいろと出ておりますけども、この8ページ目に集約して書いております。

かいつまんで説明しますと、①でございます。これが制度の特色を活かした事件の手続でございます。早期に専門家、あるいは専門委員の関与を得まして、事前の見立てを行って、計画的な審理を行うとか、使えるデータがあれば、それをきちんと活用するとか、そういう場合でも、データがない場合には、ちゃんとした十分な事件調査を行う。それから、受命委員制度ですが、調停委員会、あるいは裁定委員会、3名の合議体で動きますけども、なかなか全員の予定が合わないときにも、受命裁判官制度といった似たような制度が裁判にありますけども、特定の委員に手続をお願いして進めていただくといったような仕組み。それから、受諾勧告といった制度も、最近は少し使い始めてございます。裁定手続の中で

も、職権で調停に付す場合もございまして、この調停を成立させるため最後の一押しが、この受諾勧告制度になってございます。最後に、地方公共団体と連携した解決策の模索ということでございますけども、調停を成立させるときに、地元の自治体もうまく調停条項の中で、例えば地元自治体の行政指導に従うといった一文を入れることで、自治体も関与した将来的な良好な生活環境を守るための取組を、うまく将来的にも続けられるような取組も考えて進めているところでございます。

②が、先ほども言いました、I T の活用などでございまして、今年の3月に規則改正をしまして、ウェブ会議方式を使った審問期日の開催なども実現したところでございます。

③で、これがうまくマッチング問題のところでもございまして、都道府県公害審査会では、なかなか解決が難しい事件につきましては、例えば、公害等調整委員会への原因裁定の申請など、今後こういった可能性につきましても、都道府県公害審査会にも、少しお話もさせていただくような取組を進めております。

④、利用者、弁護士の方々への周知の手続でございます。

⑤、機関誌「ちょうせい」を活用しまして、対談方式で問題提起を行っております。今年の6月に連絡協議会という会議がございまして、ここで全体構想につきまして、各都道府県とも議論させていただきましたけれども、ちょうどその1か月前の5月に機関誌「ちょうせい」の中で対談記事を載せて、事前に皆様方に少し頭の整理を行ってきていただいて、6月の会議を有効に進行できるような取組を行っております。

それから⑥、⑦で、連絡協議会とか、こちらから出向いていくブロック会議での議論といった取組もしているところでございます。

9ページ目、10ページ目では、この全体に関するデータのようなものを少し紹介しております。

まず、9ページ目が、市区町村で受け付けております公害苦情相談の状況でございます。大体、この調査を始めてからあまり大きな変化はありません。年により少し変わりますけども、毎年6万件から9万件ぐらいの苦情が寄せられております。令和4年度は、7万件少しの件数でございます。

こういった大きな件数を、(3)のほうになりますけども、市区町村の自治体で、その8割以上を直接処理しております。

(4)でございます。典型7公害についてだけみた場合、その処理期間は1週間以内が、3分の2になってございます。

こうした大変な公害苦情の処理を担当している職員の方々は、(5)で書いておりますけれども、大体1万1,000人の方が御担当でいらっしゃいます。一番大きな頃には、平成14年頃なんですけども、1万3,000人ぐらい担当の職員がいらっしゃったのですが、その後は少しずつ担当の職員も減ってきておりまして、なかなか2年に一度の人事異動も発生しておりますので、ノウハウの定着とか継承が難しいという声も上がってきているところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。こちらが、都道府県の公害審査会の受け付けた事件の状況でございます。基準値としまして、令和2年度から令和4年度の平均を載せております。大体30件前後の件数を受け付けているところでございます。令和5年度は、少し件数が増えております。新型コロナの影響が少し薄れてきまして、社会経済活動が平常に戻った影響なのかもしれません。

下のほうが、県別に過去3年間の受付状況を見たものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、どうしても南関東地域とか、中京、関西圏に事件が集中しがちになっております。ここ10年ぐらい、事件を全く受け付けていないといった都道府県も実際にあるようなところがございます。

11ページ目からが、公害紛争処理の中の(1)、1つ目の公調委での事件処理の状況でございます。ここのグラフで新規の受付、終結、それから年間の係属件数を掲げてございます。受付件数は、令和5年度が35件と、それまでの状況から比べますと、かなり増えてきております。基準値としまして21件、これが令和2年度から令和4年度の平均値になっております。紙には書いていないんですけども、この1つ前の計画のときの受付の基準値は19件でございましたので、新型コロナの影響が関係ない時期から見ましても、やはり受付件数が増えてきているという状況でございます。1つは、社会経済活動が正常化したという影響もあるでしょうし、その以前からの、平成29年度からの状況、コロナの影響がないときからの件数なども見ますと、やはり一定程度、広報や周知活動の成果が少しずつ出てきて、受付件数が増えたのかなとは思っているところでございます。

もう一つ、終結件数でございますが、令和2年度、令和3年度に新型コロナにより、事件の処理手続が一定期間停滞した、止めざるを得ない状況がございました。その余波で、令和4年度、令和5年度は係属件数が増え、終結件数も頑張って増やしてきているところではございますが、なかなかそこまで追いついていないところがございます。そのために、いろいろと後でも少し触れますけども、IT化を進めたり、先ほど申し上げました受命委

員制度を活用したりと、いろいろとメリハリをつけた効率的な手続に努力しているところでございます。

次、12ページ目でございます。公害紛争でございますので、因果関係など、その事件の調査をきちんと行うことが、事件の解決のまず第一歩目でございます。それで、令和5年度につきまして、どれぐらい事件調査を行ったかというところでございますが、事件調査を行ったのは22回。係属件数で割った比率で見ますと、0.29となっております。令和4年度から回数とか割合は減っております。基準値から見ましても、少し低い値にはなっておりますけども、2つ目の丸の※印でも書いておるんですけども、全ての事件で何でもかんでも調査すればいいというわけではなく、個々の事案に応じまして、当事者から、きちんとした測定データが出ている場合とか、あるいは、行政指導とか苦情処理の段階で、地元の自治体が測定しているデータがあれば、それらをきちんと活用させていただくことで、効率的、弾力的な手続の運営が図れるということで、こうした取組の成果が少しずつ出てきて、こういった低い割合になったのではないかと少し考えているところでございます。

13ページ目が、令和5年度に終結した事件で、どれぐらい掛かっているかというところでございます。専門的な調査を要する事件、要しない事件で目標期間を掲げております。メインとなります調査を要する事件の目標は2年との目標期間を定めております。令和3年度、令和4年度は、これを超過してございます。令和5年度は、さらにこの処理期間が延びて2年5か月ということで、この処理期間を達成することができていない状況でございます。

下に棒グラフで受け付けた順に、終結した事件の処理期間を並べてみました。補足でございますけども、A事件が①、②とかで2つ出てくるのは、途中で参加申立てがあり事件が2件になったとか、あるいは、原因裁定と責任裁定の2つが同時に申請されたといった事情がありまして、①、②というような分け方をさせていただいているところでございます。それで、受け付けた順に並べますと、やはり新型コロナで一定程度、事件処理を止めていた事件が終結になったということで、目標期間の2年を超過している事件が多くなってきてございます。真ん中の四角で、主な理由等をいろいろ書いておりますけども、複数回の調査を行ったとか、先ほど申し上げました職権調停の可能性を探っていて、そのために期間がかかったなど、それから複雑な事件で、争点整理に時間を要したといったようなことがございます。少し言い訳になりますけども、事案が複雑であればあるほど、論点整

理、事案の解明に時間がかかると。あと、当事者にもいろいろな方が参加していれば、それも複雑さの要因になるというところがございます。

それと、委託調査を行ったものにつきまして、事件のところで、点線の破線囲みで囲っておりますけども、どうしても委託調査をしますと、一定程度入札の手続期間がかかりますので、少し期間が余計に長くなるといったような傾向がございます。

この中で、A事件が一番長いわけでございますが、このA事件が、まさに先ほど紹介しました稲敷市の建設残土の埋立てによる土壤汚染の事案でございます。この稲敷市の事件に当てはめていきますと、これは、土壤汚染の事案でもあり、その影響で地下水の汚染のおそれとか、樹木が被害を受けたといったようなことが主張されており、なおかつ、この建設残土は、実は産業廃棄物ではないのかということで、ここの解明も必要だといったような事情がございました。

また、被申請人としても、現場で指揮を執った人だけではなく、運んだ人、埋立てを指示した人、それから、埋立てを許可した稲敷市と。住民側でも、住んでいる場所により地下水の利用の状況等も違ってくるといったこと、土地の権利関係も変わってくるといった複雑な事情を一つ一つ解明していく必要があったといったことから、少し処理期間が長くなったといったようなところがございます。

14ページ目でございます。これが、新しく今回から追加した指標でございます。終結していない事件、まだ公調委に係っている事件について、どれぐらいの期間、それが係属しているのかといったところを、初めて出した数字でございます。基準値が、過去の状況から見まして1年4か月と。令和5年度は1年1か月ということで、この基準値よりは下回っているところがございます。係属している事件につきまして、期間ごとに分けておりまして、2年以上係属している事件が4件ございます。1年超から2年が14件、残りが1年未満となっておりまして。そこで、下の注釈で書いておりますけども、2年超になっている、長く係属している事件でございますが、今年度に入りまして、4月から7月の間に、この4件は全て終結してございます。新型コロナで処理期間が長くなった事件、処理が滞留していた事件につきまして、これで長い事件はなくなったと理解してございます。先ほどの平均処理期間は2年5か月ということで、目標期間を達成できておりませんが、今後はこういった平均処理期間にも反映されてきて、改善されるのではないかと考えているところがございます。

続きまして、15ページ目でございます。現地期日とかウェブ会議といった当事者の利

便性向上に関するところの数字でございます。現地期日は、令和5年度は5回、ちょっとここには書いておりませんが、基準値5回に対して5回実施してございます。ウェブ会議方式につきましては、基準値7回に対して7回実施してございます。

なお、2つ目の丸の※印のところでも書いておりますけれども、公調委で行う手続は、期日以外にも当事者のヒアリングとか、専門委員とのやり取りなどいろいろございまして、こういった手続は、もう最近はコロナの時代を経て、電話会議方式とか、ウェブ会議方式でかなりやるようになってきております。念のため、申し上げた次第でございます。

続きまして16ページ目でございますが、これが今年の3月に規則改正で実施した中身でございまして、右下にイラストがございまして、当事者との間の調停期日とか審問期日につきまして、正式にウェブ会議方式を導入したところでございます。今までは試行的な取組として、委員会議決定の下でやっておりましたけれども、正式に移行したところでございます。

②から③のところが、被害者・加害者、申請人・被申請人の側が手続に参加できる中身でございます。①のところが少し特徴的なところでございまして、公調委の委員側、調停委員長を除く調停委員も、ウェブ会議で参加できる枠組みを実現しているところでございます。まだ、裁判所とか、あるいは民事調停手続では実現できていない部分だと聞いています。

以上が、公調委におけます事件処理でございます。

17ページ目以降が、公害紛争の2つ目の(2)の制度全体の利用促進の関係でございます。大きく①国民向け、②自治体向け、③法曹関係向けといった、3つの訴求対象がいるということを意識しながら、媒体とか手法もそれに合わせて工夫しながら、令和5年度の取組を進めてきたところでございます。

18ページ目でございます。こうした利用促進の中で1つ特徴的な取組としまして、広報担当におきましては、新しく広報計画というものを作りまして、戦略的な広報に取り組んでいこうということで、先ほど説明しました全体構想、ビジョンにつきましても戦略的に要所要所で広報を使っていきたいといったようなことも、この中で定めているところでございます。

19ページ目でございますが、先ほども少し触れましたが、6月の連絡協議会の1か月前の5月に広報誌「ちょうせい」に、こういった愛知県の審査会の会長と永野委員長との対談形式で、紛争処理制度の全体構想につきまして紹介する中身を作りまして、事前に都

道府県の方々にも、この記事を読んできてくださいといったようなお願いをしまして、6月の会議を有効に進めるような取組を行っております。

20ページ目でございます。機関誌「ちょうせい」を使った広報でございまして、少し堅苦しくなりがちな広報誌でございますので、少し柔らかに読んでもらえるようにという趣旨で、公調委の委員にもエッセイを書いていただいて、リレーエッセイという形で記事を載せさせていただいております。また、右側では、ちょうど今日も松田会長が来られておりますけれども、松田会長へのインタビュー記事も載せさせていただきまして、中身としては、市民と紛争処理制度を、うまくどう結びつけていくかとか、あとは公害事件について、弁護士の方が、よく出てきますけれども、弁護士会とのお付き合いの方法、あるいは、松田会長がいろいろと取り組んでおられます相談業務といった中身を、取り上げているところでございます。

続きまして、21ページ目でございます。これが、都道府県公害審査会との取組を少しまとめて書いているところでございます。

1つ目の丸としまして、毎年5月ぐらいに地方自治体の新しく担当される職員向けに、ウェブセミナーを開催しております。これをウェブ会議方式で行っておりまして、参加アカウント数を大きくしていきたいということで、件数を取ろうということを考えておりまして、最初の出発点としまして、アカウント数が569ございまして、来年度以降、また見ていただくことになります。

2つ目の丸としまして、公害苦情相談のアドバイザーを公調委では8名お願いしております。各市区町村とか、都道府県で公害苦情相談などに長く携わってくださっているベテランの職員の方をお願いしておりまして、こういった方々を各都道府県で研修を行う際に、要請に応じまして派遣をしているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、公害苦情相談の世界でも、ノウハウの確保・継承が大変だということで、かなり好評をいただいているというふうに伺っております。

3つ目の丸でございます。毎年秋に全国6ブロックで、ブロック会議を行っておりまして、公調委からも職員を派遣しております。会議が終わった後に参加した方からアンケートで満足度を測っておりまして、目標値80%というふうに設定しておりますが、令和5年度の達成状況としましては、85.4%という状況でございます。

最後の丸になりますけれども、毎年6月に都道府県の公害審査会の会長などに御参加いただきながら、連絡協議会を開催しているところでございます。今年は、先ほど申し上げま

した全体構想のビジョンについて議論したところでございます。実績を見ていただく令和5年度につきましては、明記はしておりませんが、その1年前の段階でも、国・県の連携とか、県の審査会の役割についていろいろと議論し、分科会方式でも細かく議論したところでございます。

次、22ページ目でございます。先ほどの規則改正、ウェブ会議方式と同じ紙ではございますが、ここで伝えたかったのは、今年の6月の連絡協議会でも、こういったウェブ会議方式による調停期日につきまして、各都道府県公害審査会でもやっていただきたいということを、改めて公調委からも呼びかけたということを、お知らせしたかったところでございます。

ちなみに都道府県では、47都道府県のうちの6つの県で、ウェブ会議方式を導入していると伺っております。そのうち、実際にウェブ会議方式を使った県が、まだ2県にとどまるといった状況でございます。

事前にアンケートも、この会議の前に取っておりまして、都道府県の意識としましては、まだまだウェブ会議方式は不安ですと。関係のない人が横にいたりとか、接続が途中で切れるんじゃないのかとか、あるいはニュアンスが全然伝わらないんじゃないのかといった不安に思う声が多々ありましたので、会議の場では、ウェブ会議方式を使ってくださいという話だけではなく、公調委でのウェブ会議の実施状況などにつきましても、問題なく実施できていますと。事前に、ウェブ会議をやるときの実施要領、こういうものを定めており、この中身の紹介も行いながら、都道府県に改めて呼びかけを行ったところでございます。

23ページ目でございます。公調委におきまして、国民の皆様からダイレクトに相談を受け付ける取組も行っておりまして、令和5年度は、人数としまして632名の方から893件の問合せがあり、対応したところでございます。下の枠囲みのところでも書いておりますけれども、主な認知経路としましては、自治体からの紹介、ウェブ検索が多いといった状況でございます。少しずつ、周知・広報の取組の成果が、こういったところでも表れているのかなというところでございます。

続きまして、24ページ目でございます。ホームページは重要だということで、令和5年度にハンディキャップがある方向けの閲覧支援ツールを導入したところでございます。

25ページ目でございます。SNSの活用も行っておりまして、公調委への相談ダイヤルの周知を行いましたが、なかなかこちらの知見がないところございましたので、総務省の本省の広報アドバイザーの方にも相談しまして、典型7公害、7つごとにそれぞれ具

体的な苦情の中身とか、被害の状況を具体的に分かるようにして発信したらどうかといったアドバイスも受けましたので、そういった取組を行ったところでございます。

26ページ目でございます。リーフレットを作成しておりまして、これをいかに活用するかということでございまして、同じ総務省の行政相談とも連携を図って、リーフレットの配布をお願いしました。ちなみにこの行政相談は、年間で約13万件の様々な相談を受け付けているということでございますので、行政相談との連携は、かなり効果的かなと考えているところでございます。

あと、2つ目の丸に書いておりますが、全国の法テラスの地方事務所、支部に対しましても、協力をお願いしているところでございます。コロナの前は連携をやっていたようでございますが、コロナのときに、連携が途絶えたところでございますが、また広報担当が法テラスとの関係の構築にも当たったところでございます。

27ページ目でございます。総務省の広報誌も活用しております。役人が作る広報の原稿ではなく、これは、広報の専門業者に作ってもらえますので、より分かりやすい記事が作れるところでございます。今年に入りまして、総務省の広報誌8月号で苦情相談窓口とか、紛争処理手続につきましても掲載しているところでございます。

28ページ目でございますが、こども霞が関見学デーという取組にも参加させていただいております。昨年から2号館に出向いて取組をやっております。2日間で、702名の方が参加してくださいました。今年も8月7日、8日にありまして、合計674名と若干減りましたが、大体同じぐらいの人数の方が参加してござっております。同じように、いろんな音を聞いてみようといった経験とか、あとは、音に関する工作を今年度も行っております。

29ページ目、30ページ目で年次報告とか、苦情調査結果の公表を行っておりますことを書いております。

31ページ目以降が、法曹関係者向けの広報に比重を置いたものになっております。裁判所における講演、それから、都道府県弁護士会における講演を、それぞれ2回、5回行っております。参考でございますけども、今年受け付けた事件で、弁護士がついている事件がございまして、その弁護士の方から、以前こういった弁護士会での説明会に参加して公調委の存在を知ったので、公調委のほうに事前に相談をしたり、事件の申請を行ったんですとおっしゃってくださってございまして、こうした地道な取組も有効なのだなということが、少し分かってきているところでございます。

32ページ目でございます。司法修習生の受入れにも、昨年は参加しました。昨年は4名参加してござっております。今年も参加の予定で、12月9日から受け入れる予定で、6名が参加する予定でございます。

33ページ目でございます。法曹界の卵の卵になりますけども、上智大学の大学院のインターン生の受入れを行いました。

34ページ目でございます。法曹関係者向けのメディアへ、事件の記事の掲載を行っているところでございます。中身としましては、土地利用調整のほうになりまして、岩石採取計画の不認可事件というものが不服の裁定でございまして、これが裁判まで行った事件でございまして、「判例地方自治」とか「判例時報」で、ちょうど事件が掲載されたところでございます。この資料には書いておりませんが、「判例時報」の今年の8月1号で、先ほど紹介申し上げました、稲敷市の土壤汚染の事件と、後で紹介します、岐阜県の砂利採取の事件につきましても、記事が特報という形で載っておりますので、各先生方にも事前にメールで紹介をさせていただいたところではございます。

続きまして、35ページ目でございます。法曹関係向けのメディアということで、商事法務会社というところがやっております、商事法務メルマガとかポータルサイトがございまして、担当から公調委の役割とか業務の中身について説明してつないでいただいた結果、幾つか記事を載せていただくことができました。機関誌「ちょうせい」を発行した際とか、規則の改正を行った際とか、こういったメルマガでも紹介されたところでございます。

以上が、公害紛争の2つ目の周知の関係でございます。

36ページ目からは、土地利用調整の関係になりまして、まず、(1)の不服の裁定でございます。なかなかこれもなじみのない制度・手続ではございますけども、鉱業、採石、砂利採取業に関する許認可についての不服の段階で、公調委が土地利用調整の行政機関として最終的な判断を行うという形で、土地利用の調整を行うものでございます。資料にも、四角の真ん中で書いておりますけども、一審代替性がございまして、公調委が不服の裁定の判断を行った際には、公調委の判断に不服があれば、右側の図で書いておりますけども、いきなり東京高裁に訴えを提起しなければならないといったような、少し重たい制度になってございます。令和5年度は、実際の受付状況でございますが、1件を受け付けて、この1件を処理してございます。

中身は37ページに書いてございまして、岐阜県で砂利採取の認可で、一旦計画を認可された事業者が、1年6か月で認可を受けたものを2年に延ばしたいという変更認可をした

ところ、岐阜県のほうが、それを不認可にしたものでございまして、不服の裁定が公調委に上がってきたものでございます。公調委としましては、考慮すべき事項がきちんと考慮されていないということで、これは、取り消すべしということで、裁定を結果的に認容するという形になりまして、事件は終結してございます。この事件は、1年6か月のものを2年に延長ということで、その6か月の間に裁定判断を行わなければ形にならないということで、担当委員、担当班が、わずか3か月という短期間に裁定書きをまとめた事件でございまして。

続きまして38ページ目でございます、こちらが、意見照会でございます。土地収用法に基づく、各県の収用委員会の裁決に対する不服申立てについて、国土交通大臣が最終判断を下す際に、事前に公調委が意見を述べるという仕組みでございます。令和5年度でございますが、件数が見た目はすごく増えておりまして、113件の新規受付があり、116件が係属しております。

実態としましては、上の四角でも書いておりますけれども、同一事案についてまとめて107件が寄せられたということでございます。これを1件とカウントすれば、年間10件弱ということで、件数的には例年並みかなというふうに理解しているところでございます。なお、この大量の事件が来たということで、令和5年度中には終結させることはできませんでしたが、これも年度が変わって令和6年度に入りまして、同一事案の107件につきまして、全て処理済みになっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、資料2の説明でございます。

その結果につきましては、件数というか、基準値とその達成状況については資料3で書いておりますので、また、こちらは細かく説明するのちょっとお時間がかかりますので、省略をさせていただきたいと思います。

簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 では、意見交換に入りたいと思います。御意見、事務局への御質問、御希望等、御発言ください。では、最初に申し上げましたとおり、あいうえお順でお願いいたします。

まず、稲生先生からお願いします。

【稲生構成員】 詳細な御説明をいただきまして、ありがとうございました。時間の関係もありますので、かいつまんでコメントを述べさせていただきたいと思います。

最初にこの懇談会の趣旨からすると、評価結果の水準がどうだということよりかは、客

観的、厳格な実施を確保するために意見を申し上げるということでございますので、評価の在り方みたいなことについても、質問なり、コメントをさせていただけるというふうに理解をして、コメントをさせていただきたいと思います。その意味で、資料2が中心になりましたので、資料2のページに沿ってお話をさせていただきます。

まず、4ページ目でございますけれども、このページは参考ではございましたが、公害紛争事件の最近の特徴についてということで、まとめておられました。それで、評価をするという観点から見た場合に、いろいろ数字が挙げられているので、ちょっと気になっているところがありまして、例えば、土壤汚染の調停の期日でございますけれども、これは下のほうでしょうか。左下かもしれませんが、3回の調停期日を実施したとあります。一方で、右側の大気汚染の被害責任裁定申請事件に関しては、これは右下のところに6回の審問期日という形ではありますが、期日は6回ということを書いております。

それで、公調委として、この期日の回数みたいなもののイメージを持って、いつも運用なさっておられるのかということで、もしこういうのがあるのであれば、それが多い・少ない、あるいは、今後はどういうふうにするのかといったような、ある種の評価の問題に持ち込めるとは思うものの、これはあくまでも素人が言っていることでございますので、期日の回数についての基本的な目安みたいなものがあるのかについて、まず、もし可能であれば、お答えいただければと思います。

それから一方で、裁判の場合ですと、集中審理みたいなものもあるかと思いますけれども、公調委に関しては、そういったような審理の方法を取っておられるのかどうかということについても、これは質問ですけれども、お聞きできればと思います。

それから、5ページ目でございますけれども、公調委におきます測定指標の体系というものが、分かりやすく1枚のポンチ絵にまとめられているところでございます。一方で、ぱっと見なんですけれども、一番右の欄に測定指標というものがあって、細かくは資料3で展開されているわけでございますけれども、例えば、一番右上の箱の受付・係属・終結件数、これは政策評価とかをする上で、非常に一番取扱いやすいものではございますが、④になりますと、係属期間の状況ということで、この「状況」という文言が割と散見されるのかなということでございます。つまり状況というものは、単なる事実を表すような用語でございますので、評価をするということになりますと、状況进行评估するというのは、ある種、非常に難しいことだなと考えてございますので、この点はどういうお考えで、あるものについては数とか期間を置き、またあるものについては、状況という形でまとめて

おられるのかということで、もしお考えがおありになるのであれば、お聞きできればなど考えた次第でございます。

それから、ちょっと細かいんですけども、下の2番、土地利用調整関係でございますけれども、(2)意見照会のところで、平均処理期間が指標に採用されていないのが、若干不思議でございます、これは、意見照会の何かの特徴がありまして、平均処理というか、意見照会の回答までの期間みたいなものを数字として取っていないというお考えなのか、これが気になったものですから、この違いについて教えていただければと思った次第でございます。これが不適切という趣旨であるわけではございません。

それから、続きまして11ページ目でございます。ここには、公害紛争処理事件の適正な処理ということで、いろいろな件数が記載されているところでもございますし、先ほども御紹介があったところでございます。素朴な疑問というか質問でございますが、基準値を、たしかこれは令和2年からでしたっけ。何かここら辺が基準になっていたというふうに考えておられるようですけども、通常、基準値ということで置く場合には、例えば、新型コロナのような特殊な状況ではなくて、その以前の、いってみれば定常状態と申しますか、通常飛行的な状態のデータと、それと現在の状況を比較するのが一般なんですけれども、この基準値の考え方をどういうふうに置いておられるのかということを、これは再確認でございますけれども、お教えいただきたいなと思います。

それから、13ページ目でございますけれども、裁定事件の平均処理期間のところ、先ほども事務局のほうから、大変詳細な説明をいただいたところでございます。それで、若干気になっておりますのが、例えば、令和5年度に終結した事件の処理期間の状況ということで、A事件からM事件まで詳細に挙げて、その状況を分析いただいて、大変ありがとうございます。参考になりました。

一方で、統計を見ている者からしますと、例えば、A事件の①あたりは、1,611、これは日数でしたっけ。データが、要は突出している場合があります、こういうようなデータが統計的には、よく外れ値みたいな言い方をするんですけども、そのような場合には、平均を取る場合には、外れているデータはむしろ除いたほうが、分散の状況を見るときに適切であるなんていう考え方もあるんですね。この外れている1,611の状況を、若干影響を削ぐような場合においては、平均値を用いなくて、逆に中央値ということで、数字を上から順番に並べて、ちょうど真ん中の数値を比較したほうが、ばらつきが大きいような状況の場合においては正しく示せるなんていうふうに、よく統計屋さん言うわけで

すね。そういった意味で、今回はこれで走っているの、修正をしてほしいということではないんですけれども、今後、もしこういうようなばらつきが、事件の処理期間、事件の特性によって随分異なる場合には、むしろ中央値も参考値として採用なさったほうが、状況を見る場合にはよろしいのではないかなと考えました。

大分時間がたっておりますけれども、それから、21ページ目のところでございます。広報・周知活動ということで、活動自体に関しましては、大変本当に一生懸命なさっているなということでございまして、特段、私のほうからはコメントはございません。

1点これは、今後はこういうことをしてはいかがということでございますが、ウェブセミナーを令和5年度から開始されたでしたか、こういうような話がありまして、大変すばらしいなと思っておりました。それで、今回のデータに関しては、参加アカウント数を把握なさったようですけれども、ちょうどその下のほうの3つ目の丸のところで、ブロック会議に関しましては、参加者のアンケートを実施なさったということでございますので、ウェブセミナーへの参加を増やすのであれば、むしろアンケートを、やはり研修後には行うというのが、大体政策評価を行っている機関において常套でございますので、今後もしよろしければ、地方自治体職員の方に、お手数でもアンケートを回答いただいて、集計いただいて、御要望に寄り添うような形で行っていただくと、政策評価という観点からも、有効な結果が出そうだなと感じた次第でございます。

それから、31ページ目のところでございまして、ここでは、法曹の御関係の皆様に対する広報を行っているということでございました。それで若干、私はこの事情をよく分かっていないところがございまして、都道府県の公害審査会に関しては、47都道府県中、たしか10ぐらいの県で設置されておらないということでございました。そういたしますと、この法曹関係の広報に関しては、これは設置しておられるところのみに対しての広報を行っているのか、あるいはそうではなくて、47都道府県、なるべく全体に対して法曹の御関係の方に広報なさっているのかということで、ここは単なる質問でございます。要は今後、できるだけ設置していないところにも、公調委の活動を理解いただき、また、利用いただくということであれば、より広い関係の方に広報したほうがいいのではないかとということで、ちょっと政策評価の域を出ておりますので、差し出がましいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それから、最後にもう一点だけ話をさせていただきたいのですが、資料3のところ、今回は御説明をいただいているんですけれども、資料3の1ページ目のR5の1の①のと

ところで、測定指標の1のところ、確かに受付の件数、係属件数、終結件数ということで、この数字を淡々と追っていくというのは意味があることというのは思うわけでございますが、一方で、迅速かつ適正な処理、これは要は効率的な処理みたいなものを含んでいるとすれば、いわゆる事案の処理率みたいなもの、つまり、分母に係属件数を置いて、分子に処理件数みたいなものを置いて、単純な割り算なんですけれども、そういったようなもので処理率が上がっているのか、下がっているのかといったようなものを基準値と比較していくという方向も、例えば、効率性という観点ではいいのかもしれない。例えば、試算してみたものがありまして、基準値ベースの事案の処理率が、今、私の申し上げた算式で算定しますと、0.361になるんですね。一方で、令和5年度の事案処理率を試算いたしますと、0.387ということになりまして、基準値を上回る処理率になっていると。例えば、こんなような評価ができるのであれば、政策評価上は意味がないのかな、あるのかな、ちょっと分かりませんが、そういったような方法もあるかもしれないということでございます。

それぐらいでしょうか。ちょっと時間が長くなっておりますので、あとは省略いたします。私からのコメントは以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 ありがとうございました。

【福田総務課長】 御質問ありがとうございます。

幾つか御指摘を受けたところでございますが、まず、4ページ目で期日の回数のイメージと先生はおっしゃっておりまして、特に何回回数を重ねていくというところは、ここはもう事案次第になりまして、なかなか、回数が事案に応じて多くなるものもあれば、実は期日ではないところでのヒアリングか何かで進めていくとかいうのもありまして、期日の回数の伸びない事件もございまして、なかなか目標値は、これぐらいやったらいいんですというところは、数字的には、なかなか設定しにくいような状況でございます。

【都築委員】 委員の都築でございます。

実際に期日の運営をやっているものですから、ちょっと御説明させていただきますと、審問期日は、ここで6回という回数を挙げられている、この事件は極めて例外の大きな事件です。普通は、審問期日は1回で終結します。審問期日は、開くまでの間に事務局のほうで当事者ヒアリングをやったりとか、専門委員ヒアリングをやって、専門委員の意見を聴取したり、あるいは、事務局のほうで現地調査をやっていただいて、現地調査報告書を作ったりとか、いろいろ準備を重ねて、それでもうこれは裁定するに熟している、ふさわ

しいという状況まで持ってきて、それで審問期日を開きますので、審問期日は、もう1回で終結する、運営する側では、そういう意識でやっております。それは、裁判所における集中審理と同じような形で進めております。審問期日で証人尋問をやったりすることはあまりないんですけども、証人尋問が必要になった場合も、1回の審問期日で調べて終わりということにしております。

他方、調停なんですけれども、左側のほうで3回の調停期日を開催したとあります。実際には、この調停期日は、調停期日という形にしないで、当事者ヒアリングを重ねて、調停の可能性をずっと打診し続けているということがあります。調停のめどがついたときに、調停期日を開いて、1回で成立させるということもあります。1回で成立しない場合には、調停の可能性のある限りは調停期日を重ねて、調停委員会で説得を重ねるということがあって、こういう形で3回開いているというようなこともあります。

ということで、私ども運営する側としては、回数のイメージというのは、審問期日は1回というイメージを持っていますけれども、調停期日につきましては、何回というふうなイメージは持たずに、何とか成立させたいという気持ちで重ねることがあります。

【稲生構成員】 ありがとうございます。

そういたしますと、もう一つだけ質問を、さらに質問事項がありまして、12ページ目で、先ほども御説明いただきましたけれども、事件調査に関しまして、例えば、22回の事件調査を実施なさったとか、あるいは、下のほうに小数の数字が出ておりますけれども、例えば、令和5年度が減っているのは、先ほども御説明にありましたけれども、いろいろ事案の解明のために様々なデータをできるだけ利用するというようなやり方をしているということになりまして、そうしますとこの数字自体、この小数のほうの数字ですけれども、係属件数割る回数については、これはどんどん減らしていきたいというのが、公調委のお考えだというふうなことで理解してよろしいでしょうか。そうでもない。やはり、たまたまこういう結果になったということでしょうか。

【都築委員】 令和4年度までは比較的、定型的に、事件については原則として公調委のほうで現地調査をして騒音測定などをやるというのは基本だということで進めてきたんですけれども、果たしてそこまでやる必要があるのかということを、令和5年度辺りから検討を始めて、例えば、市区町村の公害苦情の処理の段階で測定をしていることがある。あるいは、この種の事件に詳しい代理人がついていて、代理人が、弁護士の方ですけども測定をしているということもあつたりとかして、既存の資料を使えば、事件処理に必ずし

も公調委自身が調査をしなくても解決できるんじゃないかということを考え始めて、それで、それまでは0.4というような数値でほぼ進んでいたんですけども、令和5年度になって、急に減り始めたということになっています。

私どもは、そういう意識で、利用できるものは使って進めようという気持ちでやっていますが、さらにはこの0.29を減らすべきなのかどうなのかという、そういう意識までは持っておりません。

以上です。

【稲生構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【福田総務課長】 それと、あとは残りのところでございますが、5ページ目で、例えば、未処理事件の継続期間の状況とか、ウェブ会議等の期日の開催状況というの、なかなか状況の評価は難しいと、先生はおっしゃっておられます。特に新しく入れた数字でございまして、まだ、これはどれぐらいの数字であればいいのかとか、あるいは、事件数に対してウェブ会議の状況もどれぐらいあったほうがいいのかというところを、またちょっと分からないところもありますので、標準処理期間のような形で、なかなかまだ設定も難しいところだと思いますので、一定程度は過去の平均みたいな数字をベースにして、それをまたうまく説明しながら、御意見をいただくというような形になるのかなとは考えているところではございます。

【都築委員】 土地利用調整の意見照会の関係は、私のほうから説明をさせていただきますと、平均処理期間というような数値を取っていないという御指摘なんですけれども、意見照会につきましては、来たらすぐに回答するという意識でやっております。とにかく早く回答する。これは、国交大臣に対する審査請求の過程で、私どもに意見を照会してくるわけですので、事案の見方について法的な評価が主ですので、来たらなるべく早く回答を返すというスタンスでやっておりますので、処理期間というような意識は、あまり持たずにやっているというのが正直なところです。

【稲生構成員】 ありがとうございます。

【福田総務課長】 それであと、御質問いただいたところで、11ページ目の受付とか係属の件数でございます。ここの考え方としましては、前の中期計画の期間の平均的な件数を出しましょうということで、大体継続的にこのようにやってきたというところございまして、確かにコロナの影響が若干入っている、入っていないみたいなのは、確かに先生が言われるとおり変動要因では入ってはきますけども、そこは一律、今までそういうや

り方でやってきたので、こういうやり方をやらせていただいたというところでございます。

あと、13ページ目の各A事件とかB事件とかの平均処理期間のところでございますけれども、ちょっとここは、確かにA事件は2つあって分かりにくくなっているところかとは思いますが、多分、先生もお持ちなのかもしれないんですけども、参加事件とか、原因裁定と責任裁定の申請が2件出てくるときには、どうしても2件というふうに白書上の受付件数のカウントをしている関係上、それに合わせて2つの処理期間の数字が出てきておりまして、かなり特異な値が出たというような認識ではなく、それぞれが機械的に何日かかったのかという意味での計算をさせていただいたものではございます。

あと、21ページ目で、ウェブセミナーのところでございます。確かにアカウント数だけではなく、満足度が取れるようなことができたらいいかなどは、確かに思うところではございます。将来的な課題とさせていただけましたらと思います。

それとあと31ページ目で、各都道府県の弁護士会への説明で、10の県で公害審査会が設置されていないと先生はおっしゃっておりまして、10の都道府県、確かに公害審査会の設置はされていないんですけども、公害審査委員候補者名簿という形で制度自体はありまして、そこで事件の受付はできますので、特に10県を除くとかそういう議論ではなく、日本全国で取扱いを、こちらの考え方としては、差は設けていないというところでございます。

それとあと、資料3の先生がおっしゃいました処理率につきましても、なるほど、そういう考えもあるんだなということでございますので、先ほどのアンケートと同じように今後の研究課題とさせていただけましたらと思います。ありがとうございます。

【稲生構成員】 ありがとうございました。

【小原事務局長】 では続きまして、大橋先生、お願いいたします。

【大橋（真）構成員】 ありがとうございます。

こちらの懇談会では、政策評価の具体的な数値の在り方などと合わせて、制度の在り方などについても、意見交換の対象としているということですので、私の方では、少し幅広く、特に今回は初回の参加の機会となりますので、コメントをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、公調委の政策評価の在り方については、やはり一般的な省庁における政策評価とは異なる面があって仕方がないのかなというところですね。公調委は紛争処理機関でありま

すから、例えば、取り扱う件数が多ければ多いほどいいというわけでもないですし、事件の処理期間が短ければ短いほどいいというわけでもないというところで、紛争処理機関としての政策評価の在り方は、ちょっと独自の在り方というのがあるのだろうというのが、最初に抱いた感想でございます。

その上で、公調委の紛争処理の最近の傾向については、調停案件もそれなりにあった昔に比べると、扱う案件はほぼ裁定ということになっていて、裁定が増えているということは従前から伺ってはいたのですが、こんなに裁定がメインとなっているのかということで、驚きました。

そういった中で、なぜ取り扱い案件の多くが裁定になっているのかということについては、色々な要因があるかと思うのですが、1つは、調停であれば都道府県の公害審査会に係属することになる小規模案件を公調委のルートに乗せるためには裁定で行く必要があるということで、裁定が増えてきているのかなと。すなわち、公調委に対する期待というか、自分たちの案件を、公害審査会ではなく公調委に取り扱ってほしいというような期待が表れているのかなというふうに思いました。

そのときやはり、都道府県の公害審査会との役割分担の在り方というのが、やはり難しい課題としてあるのだろうと。特に、やはり公調委に期待されることとして、職権調査があると思うのですが、都道府県公害審査会において、公調委で実施するレベルの調査というのを実施するのは難しいかもしれませんが、何らかの形で予算を確保して、都道府県の公害審査会でも充実した調査などが実施できるようになると、公調委と公害審査会の間でうまく案件が分散していけるのかなと思った次第であります。

また、自治体レベルでの適切な公害紛争の処理という意味では、公害苦情を担当する職員のスキルアップというか、そういったものも大事になるかと思います。特に、公害苦情の処理については、非常にいろんな部局との調整能力とか、環境問題に対する知識とか、かなり独自のノウハウが要求されると理解しておりまして、たしか公調委のほうでも、自治体のほうでそういった非常に高いノウハウを持っていられる方を公害苦情アドバイザーとしてお願いして、いろいろと講演をしていただいたりとか、ノウハウを広めるといったようなことをされていると聞いたことがあるのですが、こういったノウハウを持っていられる方を継続的に育成したりしつつ、自治体も含めた制度全体での紛争処理能力の向上というのを図っていくことができると良いかもしれないと思いました。

それから、これは今回、初回の参加なのでちょっと大風呂敷というか、大きめの視点か

らという話になりますと、事務局からの説明にもありましたとおり、最近の事案では、いわゆる相隣関係に関わる事案が非常に多いと。公害紛争処理制度ができた当時は、4大公害をはじめ、大規模な産業公害に対する対応をするためにつくられた制度だったわけですが、その後、長い時間が経つ中で、大きく役割が変わってきているということはあるのかなと思います。名前も現状は「公害紛争処理制度」などとなっていますが、公害という名前がついていると、やはり環境基本法上の公害の概念との関係で、紛争の相当範囲性が要求されたり、扱うことのできる紛争の範囲に縛りがかかってくるかと思います。公調委の方ではこの辺りはかなり柔軟に解釈されて紛争を取り扱っていらっしゃると思いますが、この辺りについては、制度的に正式に手当して、公害に限定されず、より広い範囲の紛争についても扱うことのできるような制度の在り方の見直しなども、将来的にはあってもいいのか、紛争処理の実態と制度の建前を合わせていくということもあり得るのかと思いました。

それから、政策評価の指標との関係でいうと、いきなり細かい話にはなってしまうのですが、今年度の政策評価懇談会での新しい話としては、規則改正に伴ったウェブ会議の実施というのがあって、この実施の、これはもう本当に始まったばかりの取り組みですので致し方ないところはあるのかなと思いますけれども、今後としては、やはりウェブ開催をしたときに、利用者としてどういった点が特に良いと思ったか。もしくは、ウェブ開催で難しいと感じた点としてはどのようなものがあつたのかなど、新しい制度を利用した際のいろいろ課題点とかそういったものも吸い上げて改善につなげていく、そういった利用者の意見なども吸い上げていけると良いのではないかと思います。

それから、既に質問があつたところですが、個人的に関心があるというか、伺えればと思っていたのが、国交大臣からの意見照会への回答です。土地収用法に基づく回答について、件数は出ているのですけれども、回答内容を教えていただけると助かります。すごく古い話になってしまえば、昔だと、例えば、日光太郎杉事件で、やはり公調委からの意見照会があつて、画期的な判決につながったりというような、これも公調委として重要な役割を持っている仕組みかと思いますので、意見照会の中身についても、差し支えない範囲でどういった回答があるのかというのは、知りたいと思った次第です。

また、これは、純粹なる質問になりますけれども、事務局からの説明で、公調委として、例えば、都道府県レベルで上がってきた事案でも、積極的にちょっと難しい事案だったら公調委で吸い上げられるようなというお話があつたのですが、公調委としての姿勢として

は素晴らしいと思うのですが、一方で、公調委のキャパシティーという問題もあるかと思っています。環境紛争を解決するのは本当に大変な話で、1件1件、皆様の本当に御努力の下で成り立っている話かなと思うのですが、公調委のキャパシティー的に、積極的に吸い上げる余地はあるのかどうかということについても伺えればと思います。

最後に、これは私の方の制度の仕組みの理解不足で大変恐縮ですけれども、職権で調停移行という話があって、これは最近の取組の特徴だと思うんですけれども、規模が小さい案件の場合には、移行後の調停は公調委でなくて都道府県審査会の扱いになるのか、それとも1回公調委で受け付けたら、もうそれは公調委の取扱いになるのか、その辺りを教えていただけるとありがたいです。

以上でございます。

【福田総務課長】 御質問ありがとうございます。

日光太郎杉とか、なつかしい名前でちょっと驚いたんですけども、意見照会の回答につきましても、個人情報というか、そういうのをAとかBとか記号にしたものをホームページに載せてございますので、最近のものを幾つか、また後で御紹介させていただければと思います。

【都築委員】 大まかなことをお答えしますと、ほぼ8割から9割くらいは、審査請求には理由がないという棄却意見になっています。一部、所有者の認定誤りとか、残地収用を認めるべきじゃないかといって意見を返したものが幾つか、私のところでは経験しております。所有者の認定誤りは、国交省のほうの審査請求でも公調委の意見どおりということで、収用委員会の収用裁決が一部取消しになった例もあります。

【大橋（真）構成員】 ありがとうございます。

【福田総務課長】 あと、事件を担当していないのであれなんですけども、職権調停につきましても、裁定から職権調停に行けば、もう公調委の裁定委員会の中で調停をそのままとめて、調停が成立すれば、そこで裁定は取り下げられたものとしてもう終結といったのが、最近というか、こちらでの職権調停でのやり方ではございます。

あと、県の事件の吸い上げで、キャパシティー的には大丈夫かということでございますけども、あまりそういった形で、こちらに事件を引っ張ってきたという件数ものそんなにないものですから、ちょっとその辺は、なかなかお答えはしにくいところが正直なところでございます。そんなに多くない、年間一、二件ぐらいだったら大丈夫かなとは、勝手に事務局的には思ってしまうんですけれども、これが大々的に何件も来ると、そこは事件

の大きさも踏まえながら、考えないといけないのかなというところではございます。

【大橋（真）構成員】 ありがとうございます。

【都築委員】

相当範囲性の問題につきまして、柔軟に扱ってきたという経緯があるんですけども、最近では割と裁定を出すに当たっては、やはり相当範囲性については、ちゃんと判断しないといけないだろうということで、公害該当性なしで却下している件数が少し出てきています。

裁定申請が、公調委に対する期待の表れというお言葉をいただいたんですけども、逆に本来、県審査会のほうで処理すべきものについて、県審査会への期待があんまりされていないという問題が、むしろ深刻なんじゃないかなという気がします。苦情相談の段階で何万件という苦情相談があって、そのうち8割が苦情相談の段階で解決したとしても、残りの2割でもものすごい件数ですので、それが放置されている可能性があって、本来、県審査会への調停申立てが行われて、県審査会のほうで相隣関係的な、割と比較的小規模なものが調停で解決していくというのが、ふさわしいのではないかと考えているところです。

なぜ、県審査会の申立て件数が少ないレベルで経過してきてしまっているのかということにつきましては、連絡協議会で今年議論していて思ったんですけども、割と県の担当者自身が、調停に対する評価が低い。つまり調停は互譲で、話し合いで解決するものだから、紛争が当事者間で深刻になったときに、互譲で解決するのは難しいと考えているらしくて、それで調停申立てを積極的に勧めるということを、ちゅうちょしているところがあるらしいというのが、最近は分かってきました。

私どもは調停であっても、調停委員会がいろんなことを調べ、例えば、騒音測定の結果を踏まえて、合理的な調停案を提示することによって、調停成立の割合がもっと高くなっていくんじゃないかということで、県審査会における調停を、もっと利用してもらうような方向に行きましょうということで、今は一生懸命働きかけているところです。

【小原事務局長】 都築委員のところでは、結構、受諾勧告も最近では活用されていますよね。

【都築委員】 その点の説明をしますと、まず、公調委の裁定というのは、判決のように思われている方が多いと思うんですけども、公調委の裁定というのは既判力とか執行力ではなくて、30日間訴えの提起がなければ、当事者間の合意が成立したものとみなされるという、合意擬制の制度なんですね。 他方、調停はというと、当事者間の合意が成立し

ないと打切りになっちゃうんですけども、受諾勧告の制度がありまして、それは県審査会でも受諾勧告はできるわけです。受諾勧告の中で、この事件に対する見方、それから調停委員会の評価、解決方法を示していけば、それは裁定と同じような機能を果たすんじゃないかという気がしております。それで受諾勧告をして、30日以上の期間を定めて、一定の期間内に受諾しないという申出がない限りは、調停が成立するとみなされることになりますので、裁定と県審査会における調停の手続と全く違う制度みたいに思われたくないなというふうに、最近は思っております。

【大橋（真）構成員】 ありがとうございます。

実は、時間の関係で伺わなかった、この受諾勧告の活用というのも、ぜひ伺いたいと思っていましたので、本当に貴重なお話を伺えてありがとうございます。

【小原事務局長】 ありがとうございました。

では続きまして、名執先生、お願いいたします。

【名執構成員】 ありがとうございます。

全体構想として、公調委と県の審査会との連携を強化して、制度全体としての解決の総和を高める。また、未解決のまま放置される事件をなくす。これを目指すビジョンというのは、とてもすばらしいと思いました。

また、課題として、都道府県によって活動に差があるのではないかという今のお話にもありましたけども、この問題意識からスタートした取組も、よく考えられているのではないかというのが全体の印象です。

3点だけ、簡単に申し上げます。1つが、県の審査会に、より調停業務を適切に受け付けてもらうようにするための取組についてです。やはりまず利用者のほうに、この公調委の制度を知っていただき、公害苦情を都道府県に調停申請してもらうように工夫していくことが大事なのだと思います。こういう申請が出てくれば、都道府県の事務手続きの体制もだんだんに整ってくるのだと思います。

そのためには、困り事はまず都道府県に相談すればよいのだとか、調停でできる対象は何なのかとか、自分の困り事はどのように解決されるのかということを知っていただくことはもちろん大事なんですけども、まず、窓口きちんと事案が届くような工夫というのも大事であり、それが今回、新たに精いっぱい工夫をされている状況も伺えたと思っています。

その一例として、私ども法テラスに全国的にリーフレットを配布していただいたり、今

般、公調委のほうから、適切な公害紛争処理の窓口を案内するために、法テラスのコールセンターのオペレーターに対して研修を行って、適切な案内を図れるようにしてほしいという御依頼がありまして、近く公調委から担当官にお越しいただいて、研修会を行う予定になっています。

法テラスのコールセンターでは、年間約40万件程度のお問い合わせに関連する情報提供に対応しています。相隣関係の相談はある程度ありますが、公害問題というのは、それほど問合せがあるわけではないんですけれども、やはりこういう連携関係を、他の相談機関と地道につくっていく取組、またそのネットワークづくりというのは、双方にとって非常に大事なことだと感じております。

それから、令和6年度の都道府県に対する広報計画の全体構想も、ビジョンの共有というのをまず挙げておられて、たくさんの方の方法を提示されていますけれども、もうこれは人的にも予算的にも、かなり精いっぱい、限界までされているのではないかなという感じがしますので、内容の充実とか工夫で、どれだけ今後、今やっておられることの中で効果を高めていくのかということ、考える必要があるのではないかなと感じました。

それから2つ目は、先ほどのお話からなるほどと思ったのですが、やはり県の業務習熟度とか、ノウハウの継承にばらつきがある部分です。ここについては、件数がある程度出てくれば、審査会が設置されていない都道府県も体制を整えるでしょうし、職員もだんだんに習熟していくんでしょうけれども、今後、特に事件受付件数ゼロが続いているような地域に対して、公調委として何かできることがあるのか、それは検討の余地があるのかなという気がしました。

既に習熟しているところと、そうではないところの自治体ニーズの差みたいなことに注目して、周知広報とか、具体的事例の共有など、実態のニーズに応じて対象都道府県を分けて行うことも、考え得ると思いました。

3つ目が、利用者の利便性の向上のところなんですけれども、こちらの相談ダイヤルの実績値は、年間1,000件未満、1日3.6回ということですので、それほど負担感はないのだと思われますけれども、最近、法テラスも、利用者の方の側に電話をすぐかけることへの抵抗感というものがあるようで、まずウェブで調べてから電話してくるというのが一般的になっています。

最近、私どものところでもチャットボットを導入したんですけれども、利用者はファーストコンタクトで、この制度が利用できるのか、ここに相談してもよいのかということ

判断しますので、最初のコンタクトというのはとても大事だと思っています。すぐにチャットボットを導入するということではないにしろ、公調委でも自治体研修でも、ウェブや窓口でのファーストコンタクト対応をどうするのか。どうやってきちんと相談に結びつけていくのかというところに、焦点を当てることも大事なのではないかと思います。

チャットボットやウェブの充実で電話件数が下がると、業務は効率化するかもしれないけれど、何か相談件数も減るのではないかというような危惧を一見持つんですけども、実際に相談件数は減ることはなく、最初はよく見極めて、そこからきちんと相談してくることに繋がると感じています。

以上でございます。

【小原事務局長】 ありがとうございます。

何かありますか。申し上げることとか。

【福田総務課長】 特に。

【小原事務局長】 高橋調査官、何かありますか。

【高橋調査官】 特にありません。

【小原事務局長】 では、松田先生、続きましてお願いいたします。

【松田構成員】 静岡県公害審査会の松田から、少し発言させていただきます。

私は、静岡県公害審査会の会長という立場で2019年から関与させていただきまして、この期間中、コロナ禍があつてウェブ対応を強いられたり、公調委の50周年シンポジウムが開催されてパネリストとして登壇させていただいたり、非常にいい経験をさせていただいたと思っております。感謝申し上げます。

私からは、従前から市町村役場の相談窓口の活用とか、自治体の職員への制度告知や研修、それから、弁護士会・法テラス・裁判所への研修、それと、ウェブページの充実と検索エンジンへのヒット率を高めるということを中心に意見を申し上げておりまして、今回も大体似たような内容になりますが、今回また説明いただいた内容を踏まえて、若干修正しつつ意見等を申し上げたいと思っております。

まず、関係者、これは自治体職員や弁護士や裁判官になりますが、これらの方達への研修が、やはり重要だと再認識いたしました。先ほど、名執さんからも御紹介がありましたけれども、総和を高めるという発想は、私も非常に重要だと思っていまして、関係者それぞれの意識を高めることによって、やはり適正な解決につながっていくのではないかなと思っています。

その1つとして、公調委による自治体職員に対するセミナーやブロック会議があります。ブロック会議の主催者は、公調委ではないと思いますが、やはり主になって旗を振っているのは、公調委であると思っております。

先ほど、都築委員から御指摘があった、県審査会の活用で、事務局の認識を変えることによって件数が増える可能性があるという御指摘については、私も若干感じておりますが、やはり仕事が増える話なものですから、なかなか現場の方に積極的に言いにくいというところも、会長職としてはあつたりします。それを解決するために、セミナーとかブロック会議で、今、都築委員におっしゃっていただいたようなことを説明していただくと、より受付段階で件数が増える可能性があるかもしれないと、今日、初めて分かりました。ありがとうございました。

公害紛争処理連絡協議会に、私も何回か出席させていただいていますが、ここ数年の取組として非常に分かりやすく、また、議論ができるような状況をつくっていただいているので、ただ単に聞いて参加しているだけではなくて、各公害審査会の悩みや、公調委の要望を伝えることができる場ができたものですから、これは非常にいいことと思っております。

こういう公調委の対応を受けて、静岡県でも、今までも実施しておりましたが、各市町村担当者へのレクチャー、これをかなり充実させましたということで報告を受けております。やはりそういう波及効果はあろうかと思しますので、今後もますます研修等を充実させていただければと思っております。

また、静岡県弁護士会の会員に向けての研修会も9月9日に予定されておりまして、橋本課長補佐を中心に、いろいろと動いていただいて、コンテンツの内容も拝見しておりますが、非常に充実したものであると思っております。これを機に、利用が増えると個人的にも期待しております。

情報開示について、ホームページは非常に充実してきておりまして、2019年に関与をさせていただいたときに私は確認しましたが、それと比べると段違いに良くなっていると思います。

検索についても、公害等では公調委が上位でヒットしますが、騒音等などの細かい用語ではヒットしづらいということがあり、これは以前にも御指摘はしたんですけれども、技術的に難しい問題があるのかも知れませんが、騒音等でもヒットするような対策を講じていただけたらと思っております。

X（旧Twitter）の活用についてです。私も拝見しておりまして、かなり頑張って告知していると思います。地方自治体職員への告知などもされておりますし、先ほど紹介があった、こども見学デー、公調委の公害相談ダイヤルの告知については、非常に熱心に告知されているという印象です。ただ、Xというのは、リポストして広める人がいないと、広がっていかないという宿命があつて、その仕組みを何か考えないと、本当に知りたい人に届かないと思いますので、その辺の仕組み作りの検討をお願いできればと思っております。

「ちょうせい」につきまして、先ほど御紹介いただいたとおり、私のインタビュー記事も掲載して頂きました。ありがとうございます。この前の連絡協議会で、「ちょうせい」について「こんなに素晴らしいものがあるのに、知られていないのは残念だ。」と、どちらかの会長がおっしゃっていましたが、私も同感でして、せっかくこれだけ労力をかけて作成しているので、色々なところに配布されるといいなと思います。1度電子化されると冊子に戻すのは難しいという話は伺っており、その点は仕方がないものと考えます。各都道府県のほうにはお知らせは来ていて、静岡県の場合、そういう情報が来ると各委員に転送してくれているので、そういう意味では広がりを見せてはいるとは思いますが、電子媒体の活用方法についてもっともっと検討していただきたいと思います。

それから、「判例時報」への掲載については私も拝見しまして、弁護士でも見ている人は多いですし、裁判官は特に御覧になっている方が多いと思いますので、裁判官に対するアピールとしても、判例時報等の雑誌に掲載するというのは、素晴らしいことだと思いますので、今後も活用していただけたらと思っております。

ウェブ会議についてですが、コロナ禍で改めてウェブ会議の重要性というのが認識できました。それに対して即時に対応されて、規則の改正を行われたことについては、評価したいと思います。

先ほどの解説にもありましたが、県の担当者は、非公開の手續について情報が洩れる危険性を、慎重に判断する傾向にあると思います。私は、連絡協議会における永野委員長の解説に同感です。あまり固く考え過ぎてしまうと全く使えないシステムになるおそれがあると考えます。連絡協議会のときにはかの県の会長も言っていたのですが、裁判所のウェブシステムは、すごく固くて使いにくいところが多々あるものですから、あまり固くし過ぎないことが重要だと思いますので、非公開の制度的な担保というのは必要になりますが、柔軟さは必要だと感じております。

それから、審理期間についてなんですけれども、適正な審理という中に迅速性というの

が、1つの指標として重要な要素だと思いますが、迅速であればいいというふうには思っておりません。あまりそこを強調され過ぎないように、改めてお願いいたします。

最後に、今後の問題ですが、先ほど、いろいろな構成員からも指摘があったとおり、経験の少ないところが出てきて、今後どうするかということが本当の悩みだろうと思っております。そういう点で、連絡協議会等のグループディスカッションなんかも有効だと感じましたし、その他、ロールプレイ研修などを場合によって考えると、各公害審査会に情報提供するというようなこともあり得るのかなと考えておりますので、御検討いただければと思います。

以上になります。

【小原事務局長】 ありがとうございました。

では、続きまして、丸岡先生、お願いいたします。

【丸岡構成員】 主に広報のところを中心に、幾つか意見を述べたいと思います。

5 ページ目の体系でいいますと、公害紛争処理関係の（2）というところに当たることです。

まず、私もこの懇談会の構成員となって今年で恐らく4年目か5年目で、毎回主に広報について意見や感想を述べているんですけども、毎年毎年良くなっている、進展していると感じています。議事録を御覧いただくと分かるんですけども、毎年、良くなっている、改善されているという感想を述べておりまして、今年も同じ感想を持ちました。

今年、特に優れていると指摘できる点は、ほかの構成員の方もおっしゃっていましたが、目指す姿・ビジョンというのを作られたことと、それと併せて広報計画、計画を立てて、これを実行していくという形になったというのが、大きな進展だと思います。

計画ができたということは、計画に沿って実行して、評価をして、改善をしてというサイクルが回るようになってきているということですから、全体としては、もういい軌道に乗っているということなんですけれども、さらによくするために、簡単に3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、ほかの構成員の方もおっしゃっていましたが、ウェブやインターネット等に関して、測定指標等があまり充実していない、あるいは活動が不足している点です。、たまたま御報告がなかっただけかもしれませんが、少し足りないなと思います。何か分からないことがあったら、知りたいことがあったら、ウェブで検索をするという、松田さんもおっしゃいましたけれども、というのが今は普通ですので、じゃあ、公調委のウェブに、

どのぐらいのアクセスがあるのか、どういう記事が読まれているのか。それから、どういう属性の方が、どの地域に住んでいる方がそれを見ているのか、見ていないのかなどについて把握する必要があります。あるいは、もしウェブ閲覧後に満足度が取れるのであれば、「あなたの知りたかったことは分かりましたか」というような簡単な質問が入っていれば、ウェブを改善していく、あるいはウェブがどのぐらい役立っているのかというのを知るのに、大いに役立つと思います。私の記憶ですと、4年前か5年前は、非常にウェブに関して詳しくこの場で御説明があった回もあったんですけども、今回はそれが後ろに引いているかなと思いました。これが1つ目です。

それから2つ目が、釈迦に説法ですけれども、よく周知・広報というふうに言うんですけども、広報というのは、もともとはパブリックリレーションズという英語の概念を日本語に我々の先輩が訳して「広報」というふうに言っているものです。「広報」という漢字だけを見ると広く伝えるという、何か伝えることだけが広報活動だというふうに思われるんですけども、自治体などで広報部署の名前で、広報広聴課というふうに、広く聞くといいのも併せているところもありますように、パブリックリレーションズ、広報というのは、双方向のコミュニケーション活動です。もともと、公調委の活動がよく知られていないときには、どう思いますかとか、我々の活動の御満足いただいていますかと聞いても、何ですかそれ、と相手が答えようがないので、十分な意見なり評価が得られないのかもしれないかもしれません。しかし、計画ができて、先ほど御説明があったように認知度も上がってくる、あるいは、御利用になる方も増えていく、関心を持たれる方も多くなっていくということであれば、広「聴」のほうにも力を入れていけば、より活動がよくなっていくんじゃないかと思います。

例えば、これも先ほど別の先生からお話がありましたけれども、公調委の活動について件数だけではなくて、アンケート、評価を取ったほうがいいのではないかと、それから、23ページ目ですか。相談ダイヤルの件数があって、その下に1行だけ認知経路がこうこうこうというようなことが書かれています、どの地域からの御相談なのかとか、苦情内容別だけではなくて、なぜ知ったのかとかなど人々からの反応を取ることも有用です。この情報をさらに活用することでいくと、電話対応をウェブで代替できないかを検討する助けになります。電話ではなかなかハードルが高い、あるいは電話では職員の方の時間が取られるときに、同じ情報がウェブに載っていたら、ウェブで解決したかもしれない。そんなようなことに評価や意見を聞くことで検討できるんじゃないかと思います。アンケート

に関しても、できる・できない。システムが対応している・していない、いろんなことがあると思いますけれども、全体としては、伝えるだけではなくて、聴くほうにも、より力を入れていただけるとよろしいと思いました。

それから最後、3点目です。個々の広報的な活動を、目的をはっきりさせて、そのための施策を組み立てて実行されています。非常に構造的に進められていて、大変すばらしいんですけれども、活動それぞれの相互の関係性や連携性を高めるということも、この先、工夫ができるのではないかと思います。これは幾つかの例だけを申し上げますと、例えば、今ちょっと申し上げましたように、今は電話で聞いている、電話で相談を受け付けている内容を、ウェブに代替できないのかというようなことを考えることができます。あるいは、ウェブで、どの地域からどのぐらいの検索なり、閲覧があつたのかというデータを、例えば、都道府県ごとの相談件数とぶつけてみて、ウェブは多くご覧になっている地域なのに相談がないところを見つけて、効率的な周知施策をやっていくことも考えられます。また「ちょうせい」に出た記事やあるいはインターンシップ受入の活動を、広報に活用していく、記事にしていく、再告知していくことができます。先ほどのインターンシップは上智大学だったと思いますが、上智大学のインターンシップをやるなら、うちの大学もそれを考えてみようかという法科大学院が出てくるかもしれない。「ちょうせい」記事は、最初の告知のときには見逃していたけど、再告知によって松田先生が出ているなら読んでみようかという人が出てくるかもしれない。このように、活動を2度、3度活用していく。やる前に告知をして、やっているときに実施内容を伝えて、終わった後に記事なりになったら、それを伝えるというふうにしていくことによって、同じ情報でも何度か活用ができて、最初には到達しなかった人にも到達することができるというようなことがあるんじゃないかと思います。

ということで、最初に申し上げましたが、全体としては広報活動が大きく進展していると思いましたが、なお良くするためということで、ウェブやネットの件、それから広聴、広く聴く件、それから相互の関連づけや連携、この3つについて申し上げました。

私は以上です。

【小原事務局長】 ありがとうございます。高橋調査官、何かありますか。

【高橋調査官】 先生方、広報の関係でいろいろありがとうございます。いただいたことを踏まえまして、さらに広報に努めていきたいと思っております。

【丸岡構成員】 期待しております。

【小原事務局長】 では続きまして、ウェブで参加していただいております、中川先生、お願いいたします。

【中川構成員】 ありがとうございます。初めて参加させていただきます、中川と申します。ウェブから失礼いたします。

今回、測定指標で新しく令和5年度から追加したものとして、中で特に注目させていただきたいのが、ウェブ関係の2つの測定指標でございます。私自身、ITの調達経験を非常に長くやってきたこともあって、このウェブの活用を迅速に導入されたということを、非常に高く評価させていただいております。6ページ目に示す公害紛争処理制度が目指すビジョン、2つのビジョンにも、大きくこの2つの指標が貢献できるものと考えております。

とはいいつつ、何が何でも全てウェブで行えばいいというものでもなく、特にこういった紛争処理というものについては、対面による良さ、あるいは、対面でなければならないというときも時にはあるかと思えます。そういった点を考えますと、それぞれのメリットやデメリットをきちんと洗い出して、この会議はぜひとも対面で、これはウェブでもいいんじゃないかということを考慮しながら進めていっていただくことを考えますと、測定指標の6番にあるウェブ会議による期日の開催の回数3回、基準値開催。または、ウェブセミナーの参加アカウント数569個という基準値という点についても、これが本当に適正な測定指標なのか、あるいは、適正な基準値なのかという部分は、今回は初回ということもあるので、改めて吟味して、適正度を上げていただけたらよろしいのではないかなと思いました。

ITの活用という意味においては、ウェブ会議、またはウェブセミナーというものが、今回は挙げられているんですけれども、ほかにもまだまだ効率化ですとか、そういうことを目指していく、または効果を目指していくという点においては、まだまだITを活用できる分野が多くあるかと思えます。

例えば、先ほどのアンケート調査という話がありましたけれども、アンケートを、やはり確実に効果的に回収していくというためには、セミナーを行った後に時間を置かない。かつ、簡単に回答できるということが必須の条件かな。となると、ここではやはりアンケートを答えてもらうのにもITを活用していただくというのは、1つの方法かなと思えます。先ほど、相談の取っかかりとしてのチャットボットですとか、ウェブリンクなんかのお話も、いろいろ先生方から出ていたかと思えます。ぜひ、ウェブ会議だけにかかわらず、

I Tの活用というものを、ぜひ御検討いただければなど。将来的には、A Iを使った調査にも貢献ができるのではないかなと思いますし、それは係属期間の迅速化にもつながっていくかなと考えております。

以上、簡単ですが、私見を述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 ありがとうございました。

一通り、懇談会の先生方の意見をお伺いしましたけれども、公調委の委員の方々に何か御発言は、この際ございますでしょうか。

【若生委員】 委員の若生でございます。

本日は、本当に貴重な意見を幅広くいろんな観点から御指摘いただきまして、ありがとうございます。我々も今、いろいろな改革・改善に取り組んでいるところですが、従来、気づかなかったところをいろいろ御指摘いただいたとっておりますので、今後の運営に、ぜひ生かしていきたいと思っております。

特に私が一番関心があったのは、やはり都道府県の審査会で、近年、受付件数がないところにどういうふうに働きかけていくかというところ。これは、まさに今回の全体構想の役割分担の考え方のところでも、問題意識としてはそういうところにありまして、公調委だけが頑張っても、全体としての処理の力というのは上がっていかないので、やはり県のほうに期待するものが非常に大きいところがあると。

そういう意味で、指標の取り方とかも含めて、そういう県も含めた全体としての問題解決能力を高めていくという観点から、どういうことを評価していったらいいのかとか、そういうことを少し考えていく必要があるのかなと。ここは、ビジョンを作ったばかりですので、それをどう評価していくかというのは、これからの課題かと思っておりますし、本日は、そういう意味でいろいろな御指摘をいただいたので、そこもぜひ生かしていきたいと思います。

特にやはり全く受け付けていないのが何年か続くと、ハードルが非常に高くなってしまって、なかなか最初の一步というか、1件目というのが生じなくなりやすいのかなと。それは、さらに職員のノウハウの問題もありますし、会長とか、委員の皆様の意識の問題もあるかと思うんですが、そこの第一歩をどうやって受付のほうにつなげていくのかというところ、これは、こちらからの働きかけもあるし、市町村からの働きかけの両方向からやっていく必要があるのかなと思いますし、先ほどの御意見にもありましたように、そういう0件のところに、集中的に何かを働きかける方法があるのかとか、いろいろとま

た考えていきたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

【小原事務局長】 そのほかの委員、委員長、よろしゅうございますか。

【都築委員】 本日は、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。その都度、事件処理の関係で御説明を申し上げました。

先ほど、稲生先生のほうから、処理率というお話がありまして、最近、コロナ禍でちょっと長くかかった事件を落としてきたものですから、これを指標で見れば、何か期間が長くかかっているという結果ばかりになりそうな感じだったんですけど、処理率という考えがあるんだなと思って、非常に参考になりました。

そのほか、たくさんいろいろ貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

【小原事務局長】 ほかの委員の方々、ございますでしょうか。

【野中委員】 よろしいでしょうか。

【小原事務局長】 はい。

【野中委員】 今日、何人かの先生から御意見をいただきましたが、この場での皆様の御意見を公調委のほうで受け止めて、毎年、改善されてきていると。それは、委員の立場から見ても、そのように感じておりますので、御評価いただいたことは、大変ありがたいと思いますし、さらにまた、引き続きこれからも忌憚のない御意見をいただければと思います。

以上です。

【小原事務局長】 ありがとうございました。

御議論いただきまして、既に予定の時間も超過しておりますので、意見交換はここまでとしたいと思います。

本日いただいた御意見を受けまして、引き続き、公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと思います。

また、今後とも事務局から連絡等をさせていただくことがあるかと思いますが、何とぞ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、これにて閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。